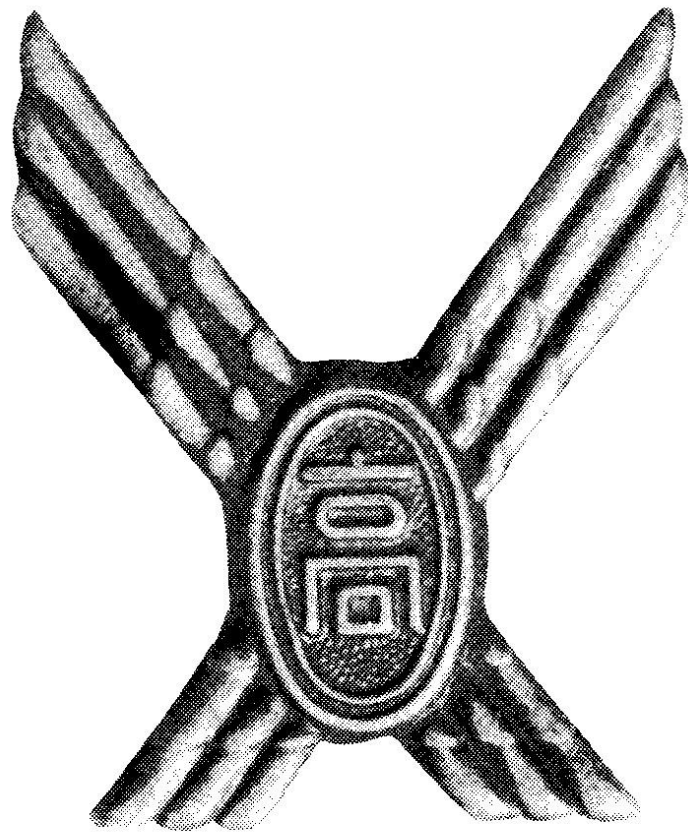


沖縄県立前原高等学校

生徒支援細則



沖縄県立前原高等学校 生徒支援部

令和7年度 『生徒支援細則』

1. 勤怠指導

(1) 遅刻指導について

遅刻	定義	朝のSHRの始業チャイムが鳴り終わるまでに入室しなかった生徒は、遅刻とする。(クラス間で誤差がないようにする)
	対応	遅刻した生徒は、各教室にあるQRコードより理由等を入力する。
	指導内容	生徒の自己指導能力育成のため粘り強く口頭での指導を行う。

※ 各HR担任は、毎朝のSHR前には廊下に立ち、始業のチャイムが鳴り終わるのを近隣の担任と共通確認した上で教室に入室する。

※ バス遅延による遅刻者は、QRコードより入力後、必ず担任に報告を行うこと。

(2) 無届欠席指導について

無届欠席	定義	保護者等から届出がなく無断で欠席した場合は、無届欠席とする。	
	指導内容	累積の無届欠席に対する指導は以下のとおりおこなう。 (ただし、遅刻指導とは異なり、年間を通じての累積回数となる)	
		毎回	担任指導
		5回	学年主任が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。
		10回	生徒支援部が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。
		15回	管理者が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。

(3) 無届欠課指導について

無届欠課	定義	保護者等から届出がなく無断で欠課した場合は、無届欠課とする。	
	指導内容	初回から指導の対象とし、指導は以下のとおりおこなう。 (ただし、遅刻指導とは異なり、年間を通じての累積回数となる)	
		毎回	担任指導
		5回	学年主任が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。
		10回	生徒支援部が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。
		15回	管理者が指導した上で、担任より保護者等に電話連絡をする。

2. 服装容儀指導

(1) 制服指導等について

- ①服装容儀については、全職員で生徒を掌握し、HR担任は各クラスで指導の徹底を図る。
- ②学年会との連携を密にして、規定や指導・支援方法の周知徹底を図る。
- ③校内外問わず、制服は正しく着用すること。
- ④「スカートスタイル」は、シャツの第1ボタンまでとめ、リボンを第1ボタンが隠れるようにしっかりと着用する。

⑤スカート丈の指導は以下のとおりおこなう。

(1)丈は膝の中心までの長さとする。膝の中心までないスカートを着用している生徒は、その場で規定の長さがないことを確認し改善させる。

(2)ウエスト部分でスカートを折り曲げないように指導する。

⑥「ズボンスタイル」は、シャツの第1ボタンまでしっかりとめネクタイを着用し、ズボンにはベルトを必ず着用する。

⑦「シャツをズボンに入れる」「ネクタイ・リボンの着用」「シャツのボタンをとめる」等の指導については、全職員で声かけ指導を徹底する。

⑧夏季期間(職員に諮り決定した期間)は、ネクタイ・リボンの着脱、シャツの第1ボタンの開け閉めも自由である。

⑨防寒対策は以下のとおりとする。

(1)防寒具として、学校指定のニットベスト・ジャージの着用を認める。

(2)マフラー・ネックウォーマーの着用は登校時のみ認め、校内での着用は認めない。

(3)スカートスタイルのタイツについては、黒・紺系の無地・無柄で素足が透けないものであれば認める。

⑩化粧並びに装飾品は、ネックレス・イヤリング・ピアス・口紅(色つきリップ)・まつ毛エクステ(マスカラ等)・マニキュア(つけ爪・ネイルチップ等)その他化粧並びに装飾品は禁止とする。

⑪服装容儀指導等については、担任・学年主任・生徒支援部と段階的に指導していく。

(2) 頭髪等の指導について

①染髪・エクステンション(メッシュ含む)・パーマ・奇髪(モヒカン、ライン、極端なツーブロックなど)等は、指導の対象とし、保護者等や生徒支援部と連携して、担任が改善指導をおこなう。

②パーマは、美容・理容室のほか、各自でヘアアイロン等を使用してかけることも禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は、その限りではなく、その際は必ず学校側に相談すること。

(3) タトゥー(入れ墨)に関する指導について

①タトゥー(入れ墨)については、一切認めない。

②タトゥー(入れ墨)は、消すことを条件とする。指導や改善方法は、学校と保護者等で話し合い決定する。

③タトゥー(入れ墨)が発覚した場合は、「出校停止」になることもあり、改善できない場合は「退学」もあり得る。

(4) その他

①校内でガムを噛んだりお菓子等の食べ歩きをしたりすることを禁止する。

②校内外にて節度ある言動をとること。

3. 交通安全指導

(1)「自転車通学」について

- ①自転車で通学する生徒は、必ず生徒支援部に登録し、道路交通法を遵守すること。
- ②登録は、生徒支援部が自転車通学者を集めて一斉におこなう。その他、年度途中での自転車購入者については、その都度登録すること。
- ③任意保険への加入を推奨する。
- ④ヘッドフォン・イヤフォン等を使用しながらの自転車運転に関しても指導対象とする。
※使用とは、耳にかけていることをいう。片耳でも対象となる。
- ⑤ヘルメット着用を推奨する。

(2)「車両運転」に関する禁止事項

①車両通学について

車両通学	定義	車両通学に対して下記の事項を禁止する。 「登下校時」及び「校時中の車両の使用（オートバイ・乗用車）」 ※「登下校」とは、自宅から学校、学校から自宅のすべての経路である。 ※休日、祝祭日、長期休業中（春・夏・冬）であっても、登下校や学校への乗り入れ等は一切禁止する。 ※車両通学幫助・同乗も指導対象（訓告）とする。 ※欠席・欠課・早退の生徒についても、校時中の車両運転を禁止する。
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、「懲戒指導」とする。
	備考	「懲戒指導」については、段階的指導をおこなう。（「15.（2）」参照）

②車両運転に関わる反社会的行為（犯罪行為）について

「飲酒運転」「暴走行為」「無免許運転」はより厳重な指導をおこなう。

③その他の道路交通法違反について

その他の道路交通法等の違反に関しては、生徒支援委員会にて指導内容を検討する。

④自動二輪車について

自動二輪車	定義	自動二輪車に対して下記の事項を禁止する。 ①1、2年生は自動二輪車免許の取得を禁止する。 ②全ての学年において休日、祝祭日、長期休業中（春・夏・冬）であっても、自動二輪車運転は一切禁止する。 ※自動二輪車運転幫助・同乗も指導対象とする。 ※「自動二輪車」を禁止し指導する根拠は、以下のとおりである。 ※近年、本校生徒の自動二輪車乗車中の死亡事故があったことや、全国及び県内の高校生による交通死亡事故や重大事故の多くは自動二輪車運転、または、乗車中であるため。
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、「懲戒指導」の「訓告」とする。
	備考	「訓告」後は、段階的に「懲戒指導」をおこなう。（「15.（2）」参照）

①車両運転に関わる反社会的行為（犯罪行為）について

「飲酒運転」「暴走行為」「無免許運転」「自動二輪車等乗車方法違反〔バイク免許取得一年未満二人乗り〕（同乗者含む）」はより厳重な指導をおこなう。

4. 「喫煙」及び「電子タバコ等」に関する指導について

喫 煙	定義	「喫煙」に関して以下の行為を禁止する。 ● 喫煙する ● 喫煙している場に同席する ● タバコを所持する ● ライター等を所持する 「電子タバコ等」に関して以下の行為を禁止する。 ● 電子タバコ等を使用する ● 電子タバコ等を使用している場に同席する ● 電子タバコ等を所持する ※「電子タバコ等」を禁止し指導する根拠は、以下のとおりである。 ①「電子タバコ等」は「従来のタバコの代替品として開発されたもの」であり未成年者の使用は想定されない。 ②「電子タバコ等」は中身の液体を自ら入れ替えることができるなど、内容成分等の安全性確認が困難である。 ③その行為が傍目には喫煙との区別がつかないことなど、社会的に不良な印象を与えかねないこと
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、「懲戒指導」とする。
	備考	①「懲戒指導」については、段階的指導をおこなう。（「15.（2）」参照） ② 同席以外の指導が2回以上になった場合は、病院等でおこなっている「禁煙セミナー」等の受講を推奨する。

5. 「飲酒」に関する指導

飲 酒	定義	「飲酒」に関して、以下の行為を禁止する。 ● 飲酒する ● 飲酒している場に同席する ● 酒類を所持する ※「ノンアルコール飲料」についても以下の理由から上記同様に禁止する。 ①20歳以上が飲用することを念頭に開発されている。 ②未成年者の飲酒を助長するおそれがある。 ③混乱やトラブルを招きかねないため、未成年者への販売は推奨されていない。
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、「懲戒指導」とする。
	備考	「懲戒指導」については、段階的指導をおこなう。（「15.（2）」参照）

6. 「不正行為」に関する指導

不正行為	定義	①カンニング等の不正行為を禁止する。 ※ 検査中にスマートフォン等を使用・操作・閲覧した場合は、不正行為とみなす。 ※ 共同行為、幫助等も同様とする。 ②「文書偽造」等の不正行為を禁止する。
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、「懲戒指導」とする。
	備考	①「懲戒指導」については、段階的指導をおこなう。（「15.（2）」参照） ② 検査中に不正行為が発覚した場合は、証拠品を取り上げて受験を停止させ、生徒支援部に連絡する。 ③ 検査中の不正行為発覚後、当該科目は「0点」となり、以後の検査は別室で受験させる

7. 「深夜徘徊」に関する指導

深夜徘徊	定義	22:00～4:00 に保護者等の同伴なく外出することを禁止する。 ※沖縄県青少年保護育成条例 第9条「深夜外出の制限」を適用
	指導内容	上記の定義について違反した場合は、累積回数に応じて、以下のように特別指導をおこなう。（累積回数は通年のものとする）※18歳以上を除く 保護者等を召喚し生徒支援部より嚴重注意。
	備考	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動等を伴う。

8. 「スマートフォン（携帯電話）・一人一台端末（以下学習端末）という」等に関する指導

スマートフォン（携帯電話）・学習端末の校内での使用について	定義	（1）スマートフォン（携帯電話）を日課中に使用することを禁止する。（終日電源オフ） ※日課中とは、朝のSHR開始から帰りのSHR終了までである。 ※日課中は、校外でも使用不可とする。（校外外出禁止のため） ※授業内での使用は、教科担任の指導の下で使用する。 ※緊急な連絡の必要が生じた場合は、職員の許可を得て使用する。 （2）授業等で使用する学習端末は、授業目的以外での使用を禁止し、授業開始時には閉じた状態にする。 ※学習目的であれば休み時間（昼休み含む）の使用を許可する。 ※個人の所有物なので、管理を徹底し紛失等がないように徹底すること。 ※学校内で端末の充電は厳禁とする。充電については、帰宅してからおこなうモバイルバッテリーで対応すること。
	指導	担任による保護者等への電話連絡。

9. 「校内への持ち込み禁止」に関する指導

学習活動に不必要なものを校内に持ち込むことは原則禁止とする。持ち込んだ場合は指導対象とし、当該生徒のクラス・氏名等を確実に把握し、生徒支援部に引き継ぐ。持込物によっては、保護者への連絡、特別指導及び懲戒指導をおこなうこともある。

10. 「盗難防止」に関する指導

校内での盗難行為が発覚した場合、生徒支援委員会にて指導内容を検討し、職員会議に諮る。また生徒に対して、全職員は普段から以下のような指導をおこなう。

- ①移動授業中の空き教室には、他のクラスの生徒は無断で出入りしないこと。
- ②貴重品（財布など）は、教室や更衣室には置かないこと。（学校に大金を持ってこない）
- ③授業中は校内を自由に歩いたり、更衣室や部室に出入りしたりしないこと。
（持ち物検査をおこなう場合があります）
- ④教室を移動する場合は、必ず鍵をかけること。
- ⑤教室及び更衣室や部室に制服（衣類等）を翌日まで置いたままにしないこと。
- ⑥不審な人を発見したら直ちに職員に連絡すること。（生徒支援部への情報提供など）
- ⑦持ち物及び教科書類すべてに、氏名を確実に記入すること。

11. 「金銭の取り扱い」に関する指導

- （1）校内における金銭の貸し借りは、原則、禁止とする。
- （2）職員を介さない生徒間の金銭の受け渡しは、原則、禁止とし「指導対象」とする。
- （3）賭博行為に関しては、「懲戒指導」とし厳重な指導をおこなう。

12. 「校外外出禁止」に関する指導

- （1）校時中の校外外出は、一切禁止とする。
- （2）昼休み時間の校外外出は、一切禁止とする。

※ 早退や正当な理由で一時外出する場合は、原則として担任又は副担任等が外出許可証を発行して外出させることとする。

13. 「アルバイト」に関する指導

- （1）アルバイトは原則として禁止する。
- （2）「家庭の事情」や「職業観・勤労観の醸成」等の理由でアルバイトをおこなう場合は、保護者等の責任の下でおこない、その場合は、以下のことを遵守すること
 - ① 学業や勤怠等、学校生活に影響を及ぼさないこと。
 - ② 学校の活動や行事等に支障をきたさないようにすること。
 - ③ 高校生として不必要・不健全な職種でのアルバイトは禁止とすること。
 - ④ 沖縄県青少年保護育成条例第9条（深夜外出の制限）により、22：00までに帰宅すること。

1 4. 「選挙運動」に関する指導

原則、校内における選挙運動に関しては禁止する。

- ① 選挙運動としてできること。
 - (1) 有権者（18 歳以上）は、選挙運動期間内に選挙運動ができる。
 - (2) 友人や知人に投票や応援を依頼する。
 - (3) 電話を使って投票や応援を依頼する。
 - (4) 選挙運動メッセージを、インターネット上の掲示板やブログなどに書き込む。
 - (5) 選挙運動メッセージを、SNS 等で広める。（リツイート、シェアなど）
- ② 選挙運動としてやってはいけないこと。
 - (1) 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできない。
 - (2) 戸別訪問（家に行って、応援する候補者への投票を依頼する）
 - (3) 飲食物の提供
 - (4) 署名運動
 - (5) 買収（有権者にお金を送ったり飲食等でもてなしたりすること）
 - (6) 電子メールを使った選挙運動
 - (7) 制服を着用しての選挙運動

※基本的には、平成 27 年 10 月 29 日発 27 文科初第 933 号高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)に準じて指導をおこなう。

1 5. 「懲戒指導」について

(1) 懲戒指導の対象となるのは以下の行為とする。

- ① 車両通学 … (「3. 交通安全指導 (2) ①」参照)
- ② 自動二輪車 … (「3. 交通安全指導 (2) ④」参照)
- ③ 喫 煙 … (「4. 喫煙及び電子タバコに関する指導」参照)
- ④ 飲 酒 … (「5. 飲酒に関する指導」参照)
- ⑤ 不正行為 … (「6. 不正行為に関する指導」参照)

⑥ 特別指導 指導拒否

《特別指導拒否の目安》 ※特別指導の期間に土・日・祝祭日は含まない。

・特別指導 5 日を 10 日以内に終了しない場合

⑦ 賭博行為

⑧ 反社会的行為

例：(1) 無免許運転

(2) 暴走行為

(3) 暴力行為（対物・対人・対教師）

(4) 窃盗

⑨ 犯罪行為

例：(1) 飲酒・酒気帯び運転（飲酒し運転するまたは同乗する）

(2) 薬物関係（所持する、使用する、他の人へ渡す、薬事法違反等を含む）

⑩ その他、校内の風紀を乱したり安全を脅かしたりする行為、高校生として相応しくない行為等は、生徒支援委員会にて指導内容を検討し校長が決定する。

(2) 指導は下記のとおり段階的におこなう。

①懲戒指導

(1)懲戒指導は、それまでの懲戒指導歴により原則として次のとおりおこなう。

(懲戒指導歴は、入学から卒業までの累積回数とする)

初回	2回目	3回目	4回目	5回目以降
停学 5日	停学 7日	停学 14日	無期停学	生徒支援委員会にて検討し、職員会議に諮ったうえで、校長が指導内容を決定する。 (退学勧告もあり得る)

※ ただし、反社会的行為においては、1段階超えて2回のカウントとして段階的指導をおこなう。

※ 反社会的行為のうち、暴力行為(対物)・窃盗に関する指導については、生徒支援委員会にて検討し、状況によっては1回のカウントとして校長が決定する場合もある。

※ 複数の問題行動が重なる場合の指導については、生徒支援委員会にて検討し、校長が決定する。

※ 重大な事案については、生徒支援委員会にて検討し、さらに厳しい指導を校長が決定する場合もあり得る。

※ 「懲戒指導」は、生徒支援委員会にて検討し、職員会議に諮り、校長が決定する。

※自動二輪車に関しては、初回は訓告とし段階的に指導する。(反社会的行為はその限りではない)

(2)指導方法

ア. 停学指導を受ける者は、原則、自宅謹慎とする。ただし、事情によりできない場合は、別室にて指導をおこなう。なお、反社会的行為や無期停学については、原則として保護者等預かり(自宅謹慎)とする。

イ. 停学指導は、日誌指導と各教科の課題及び定期的に出校日を設けて生活指導等を受けさせる。

ウ. 停学指導期間中の別室指導は、担当職員と設定した時間に登校して課題学習や奉仕活動をおこなう。

エ. 停学指導期間中に登校する場合は、制服を着用し、無断での遅刻・欠席を認めない。

オ. 別室指導後は、指導職員の指示を確認して下校する。

(15時を目安とするが、時間変動することもある)

カ. 停学指導の「言い渡し」及び「解除」の際には、保護者等・本人同席のもとおこなう。

キ. 停学指導を解除する場合は、保護者等・本人連署のうえ「誓約書」を提出させる。

ク. 停学指導による謹慎期間中の生徒は、行事や部活動、大会等への参加はできない。

ケ. 停学指導期間中に、諸考査等がある場合は別室で受験させる。

コ. 停学指導中に勤勉や生活態度の不良および日誌(課題等)の不備等があった場合は、追加して特別指導(日誌指導)をおこなう、また態度不良の場合は保護者等預かり、または次段階の指導への切り替えもあり得る。

② 特別指導

(1) 特別指導は、下記のような学習環境を乱したり軽度な法違反行為が発覚したりした場合に対象となる。

ア. 暴言等の「迷惑行為」

イ. 日常の生活指導に対して、その指導を拒否する。

ウ. その他、特別指導に値すると判断される言動等

(2) 指導方法

ア. 特別指導は、原則 5 日とする。(土・日・祝日は含まない)

※問題行動の内容によっては、その日数を「生徒支援委員会」にて検討して決定する。

イ. 特別指導期間中は、特に「身だしなみ」や「生活態度」等に十分に気を付けること。

ウ. 特別指導は、日誌指導とし、生徒支援部・担任・教科担任等と連携しておこなう。

エ. 特別指導 5 日を 10 日で終了できなかった場合は、次段階の懲戒指導(停学)とする。

令和 7 年 3 月 19 日 改訂